

平成 30 年度
安 全 大 会
(第 5 回)

主催 川瀬産商株式会社

開催日時 平成 30 年 12 月 15 日 (土)

開催場所 セミナー&カルチャーセンター臨湖

式次第

- 1.開会の辞 川瀬社長挨拶
- 2.優良協力会社表彰
- 3.社会保険について
- 4.請求書の記入について
- 5.仮設足場の使用方法
- 6.災害・トラブル事例
- 7.安全教育ビデオ
- 8.閉会の辞 川瀬常務挨拶

3.社会保険について

工事安全書類提出のお願い

各協力業者様に現場に入っていたくにあたり、現場毎での安全書類のご作成又は企業情報のご提出をお願いしていましたが、来年度より定期の安全書類データ提出をお願いしたいと思います。

つきましては毎年4月の請求締日に最新の安全書類情報を弊社にご提出をお願いします。内容としまして工事情報を抜いた下記の書類をお願いします。書類情報を Excel 等のデータでお持ちであればメールで、手書きとコピーであれば郵送でご提出ください。

- 1、再下請負報告書
- 2、作業員名簿
- 3、建設業の許可証の写し
- 4、各資格証の写し
- 5、工事使用車輛情報

定期的な提出と共に、工事依頼時に書類の提出をお願いしますので各協力業者様での最新情報の整備をしてください。

また近年は公共工事において企業が反社会勢力との関係を持たないことの誓約書の提出を求められていますので本資料に添付しました書式への記名、捺印した上で工事毎にご提出ください。
よろしくお願いします。

・メールデータ送付先

川瀬産商 工事部 宮津 miyadu@kawasekk.co.jp

(参考 1-2-1) 事業所の形態に応じた加入すべき公的保険

			労働保険		社会保険		事業主負担計 (賃金等に対する比率)
事業所の 形態	常用労働者 の数	就労形態	雇用保険	労災保険	医療保険 (事業主負担には介護保険料を含む)	年金保険	
法人 約 40万社	1人～	常用 労働者	雇用保険 (事業主負担1.150%)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	協会けんぽ、 健康保険組合等※1 (事業主負担5.495%※2)	厚生年金※3 (事業主負担8.159%)	○3保険の負担 14. 804%
	—	日雇 労働者	日雇雇用保険 (事業主負担1.150% +日額48円～88円)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	国民健康保険又は協会けん ぽ(日雇特例被保険者)※1 (国保は事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)	○日雇労働保険の負担 1. 150%+日額48円～88円
	—	役員等	—	特別加入 (事業主負担あり)	協会けんぽ、 健康保険組合等※1 (事業主負担5.495%※2)	厚生年金※3 (事業主負担8.159%)	○2保険+労災保険の負担 13. 654%+労災保険料
個人事業主 約 10万者	5人～	常用 労働者	雇用保険 (事業主負担1.150%)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	協会けんぽ、 健康保険組合等※1 (事業主負担5.495%※2)	厚生年金※3 (事業主負担8.159%)	○3保険の負担 14. 804%
	1人～4人	常用 労働者	雇用保険 (事業主負担1.150%)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	国民健康保険 (事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)	○雇用保険の負担 1. 150%
	—	日雇 労働者	日雇雇用保険 (事業主負担1.150% +日額48円～88円)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	国民健康保険又は協会けん ぽ(日雇特例被保険者)※1 (国保は事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)	○日雇労働保険の負担 1. 150%+日額48円～88円
	—	事業主、 一人親方	—	特別加入 (事業主負担あり)	国民健康保険 (事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)	○労災保険料の負担

※1 健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険に加入する場合がある。
(一部の国民健康保険組合については、事業主負担があるが、義務づけなし。)

※2 事業主負担は、協会けんぽ東京支部の平成23年度保険料率(介護保険2号被保険者保険料率を含む。)を例として記載。

※3 「厚生年金保険」は、児童手当拠出金を含む(厚生年金基金加入員を除く)。

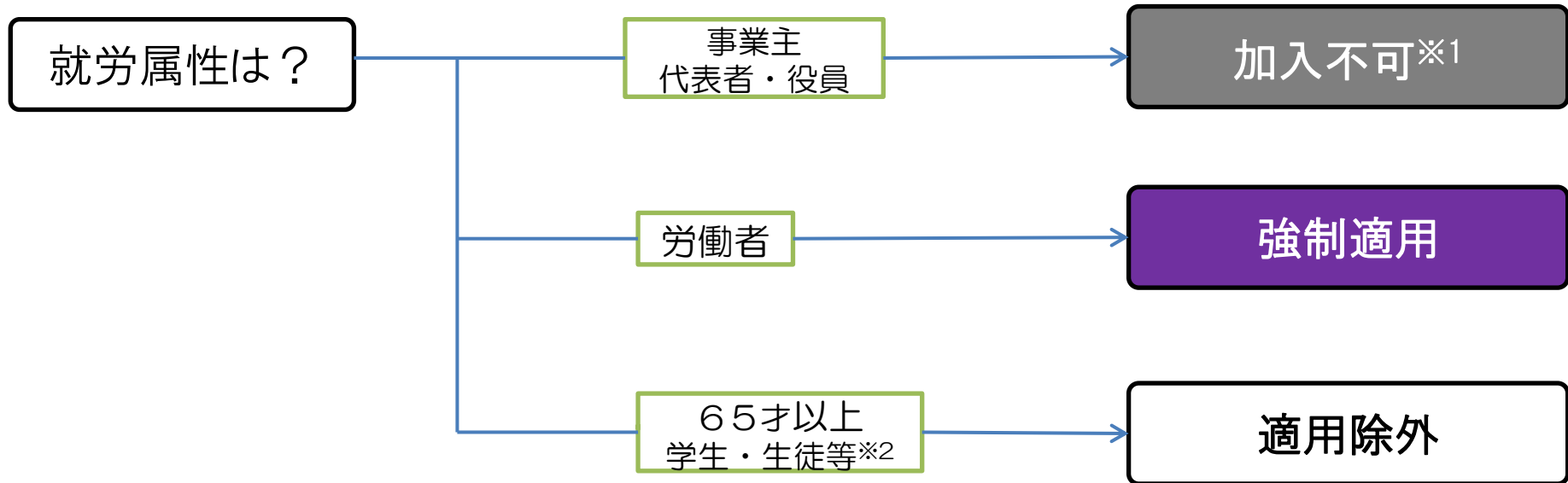
: 事業主負担がある部分(元請一括加入を含む)

: 事業主負担がない部分

(参考 1-2-2) 社会保険の適用関係について①

○雇用保険

※本資料は社会保険の大きな適用関係を整理したものです。詳しい適用関係については、お近くのハローワーク等にお問い合わせ下さい。



※1 ただし、使用人兼務役員(例えば、取締役・工事部長)について、使用人部分は加入可

※2 下記が適用除外者に該当する

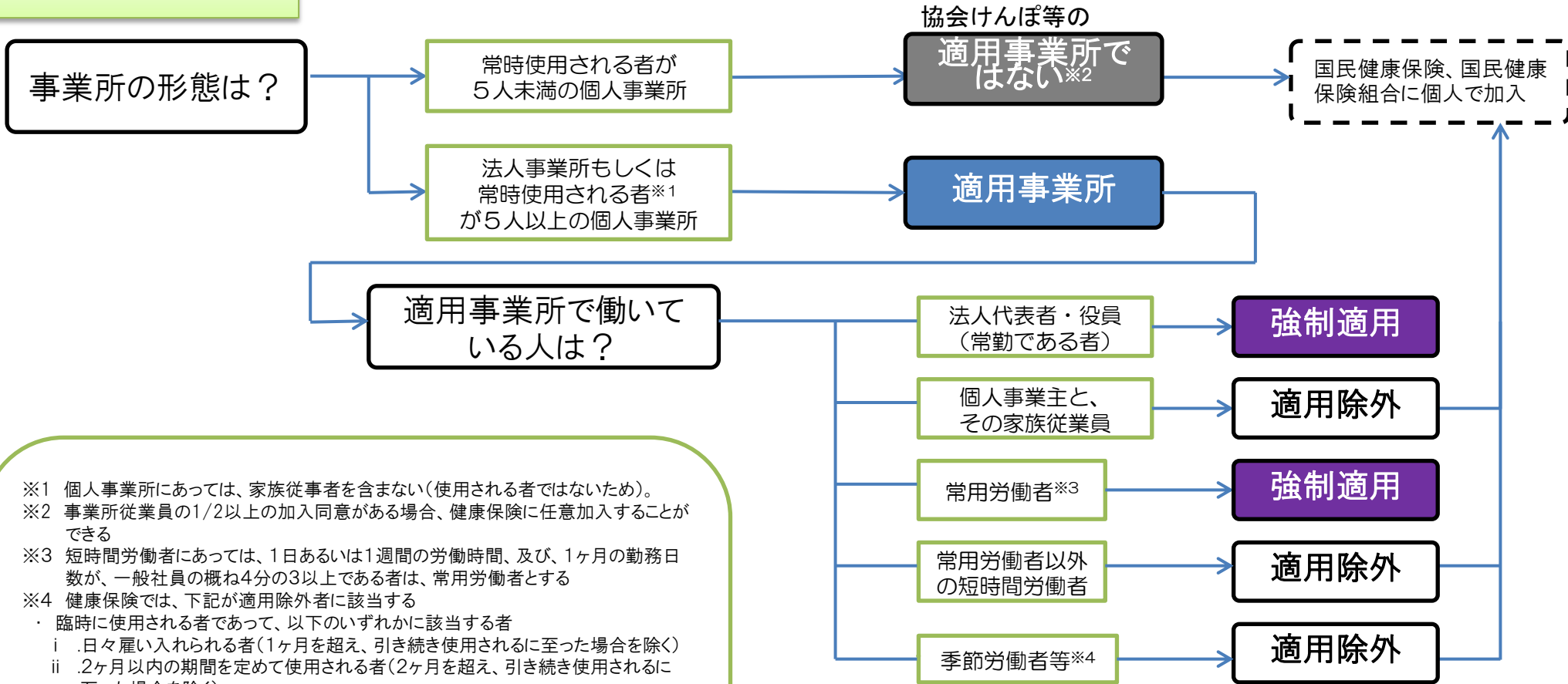
- ・ 65歳に達した日以後新たに雇用される者
- ・ 1週間の所定労働時間が20時間未満である者
- ・ 31日以上継続して雇用される見込みがない者
- ・ 大学や専修学校の学生・生徒等であって厚生労働省令に定める者 等

- ・ 強制適用となる者は、雇用保険の被保険者となります。
- ・ ただし、労働者のうち、日々雇い入れられる者で、日雇雇用保険に加入する場合は、被保険者自らが届け出る必要があります。

(参考 1-2-3) 社会保険の適用関係について②

○医療保険

※本資料は社会保険の大きな適用関係を整理したものです。詳しい適用関係については、お近くの年金事務所等にお問い合わせ下さい。



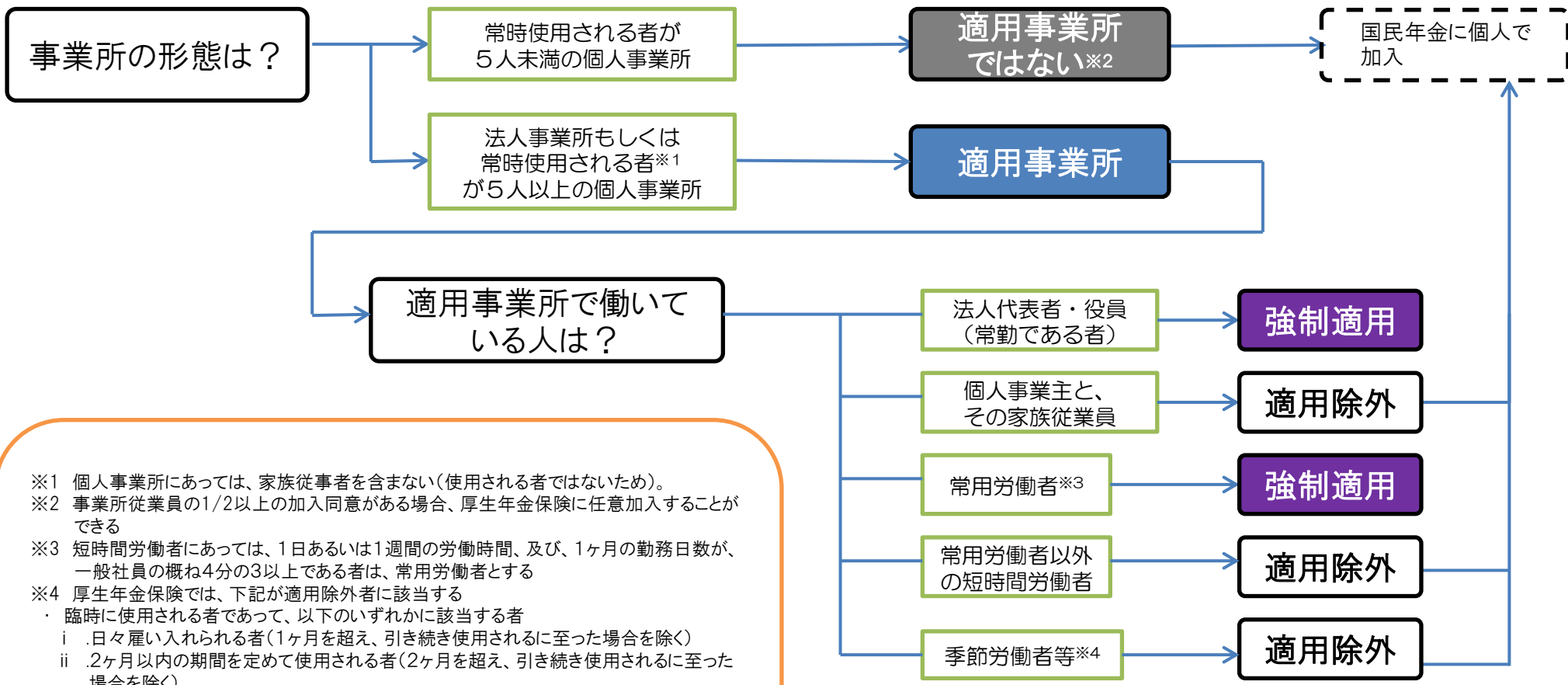
- ※1 個人事業所にあつては、家族従事者を含まない(使用される者ではないため)。
- ※2 事業所従業員1/2以上の加入同意がある場合、健康保険に任意加入することができる
- ※3 短時間労働者にあつては、1日あるいは1週間の労働時間、及び、1ヶ月の勤務日数が、一般社員の概ね4分の3以上である者は、常用労働者とする
- ※4 健康保険では、下記が適用除外者に該当する
 - ・ 臨時に使用される者であつて、以下のいずれかに該当する者
 - i .日々雇い入れられる者(1ヶ月を超え、引き続き使用されるに至った場合を除く)
 - ii .2ヶ月以内の期間を定めて使用される者(2ヶ月を超え、引き続き使用されるに至った場合を除く)
 - ・ 事業所又は事務所で所在地が一定しない者に使用される者
 - ・ 季節的業務に使用される者(継続して4ヶ月を超えて使用されるべき場合を除く)
 - ・ 臨時的事業の事業所に使用される者(継続して6ヶ月を超えて使用されるべき場合を除く)
 - ・ 国民健康保険組合の事業所に使用される者
 - ・ 後期高齢者医療の被保険者となる者
 - ・ 厚生労働大臣、健康保険組合又は共済組合の承認を受けた者(健康保険の被保険者でないことにより国民健康保険の被保険者であるべき期間に限る。) 等

- ・ 適用事業所に使用されるが適用除外となる者で、一定の条件を満たす者は、健康保険の日雇特例被保険者となります。
- ・ 強制適用となる者は、協会けんぽ、健康保険組合等の被保険者となります。
- ・ 強制適用となる者であっても、厚生労働大臣の承認を受けた場合は、健康保険の被保険者ではなく、国民健康保険組合の被保険者となることができます。
- ・ 生活保護を受給している者は国民健康保険の適用除外となります。

(参考 1-2-4) 社会保険の適用関係について③

※本資料は社会保険の大まかな適用関係を整理したものです。詳しい適用関係については、お近くの年金事務所等にお問い合わせ下さい。

○厚生年金保険

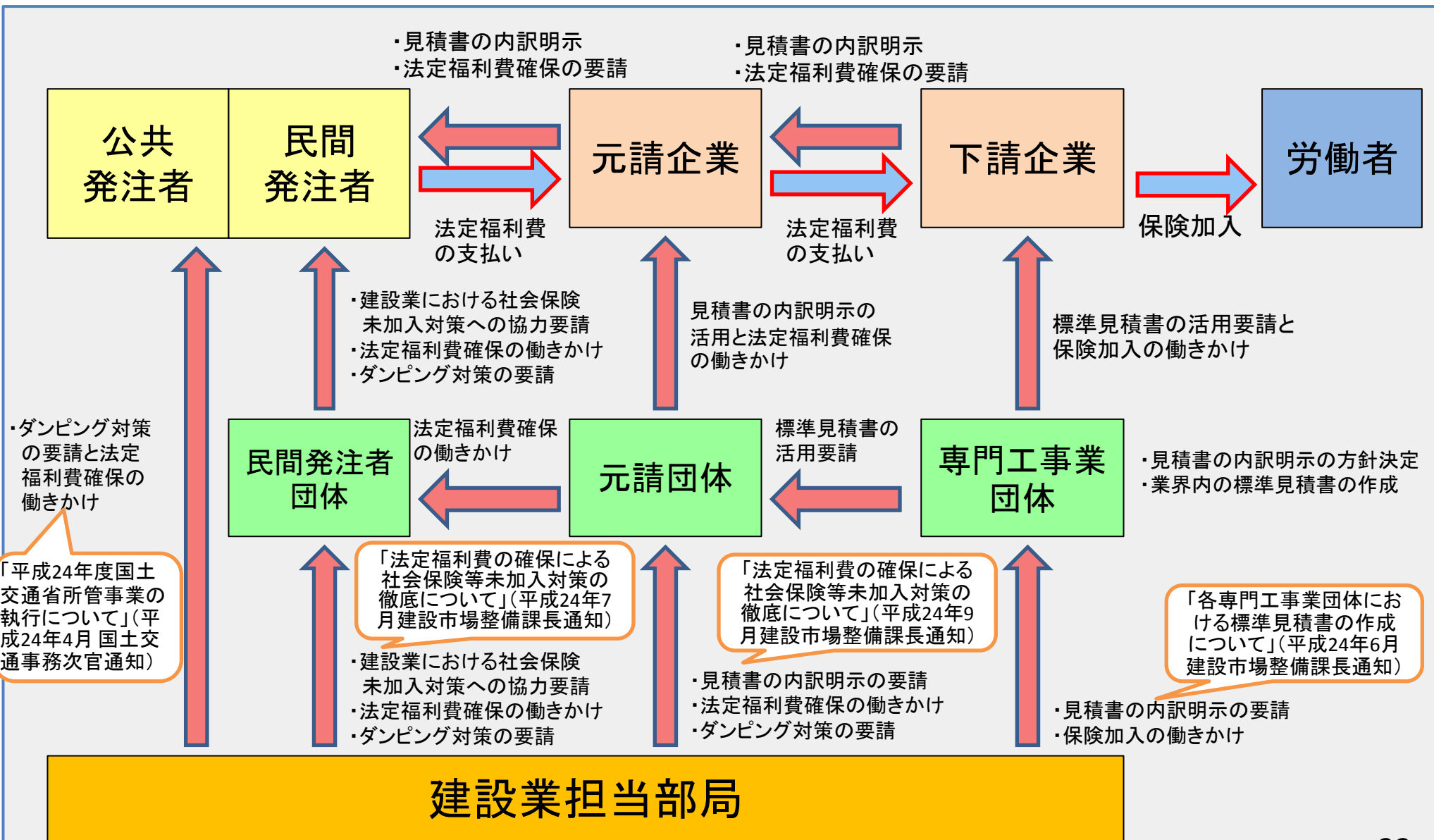


- ※1 個人事業所にあつては、家族従事者を含まない(使用される者ではないため)。
- ※2 事業所従業員の1/2以上の加入同意がある場合、厚生年金保険に任意加入することができる
- ※3 短時間労働者にあつては、1日あるいは1週間の労働時間、及び、1ヶ月の勤務日数が、一般社員の概ね4分の3以上である者は、常用労働者とする
- ※4 厚生年金保険では、下記が適用除外者に該当する
 - ・ 臨時に使用される者であつて、以下のいずれかに該当する者
 - i . 日々雇い入れられる者(1ヶ月を超え、引き続き使用されるに至った場合を除く)
 - ii . 2ヶ月以内の期間を定めて使用される者(2ヶ月を超え、引き続き使用されるに至った場合を除く)
 - ・ 事業所又は事務所で所在地が一定しない者に使用される者
 - ・ 季節的業務に使用される者(継続して4ヶ月を超えて使用されるべき場合を除く)
 - ・ 臨時的事業の事業所に使用される者(継続して6ヶ月を超えて使用されるべき場合を除く)等

・強制適用となる者は、厚生年金保険の被保険者となります。

(参考Ⅲ-5(1)-1) 法定福利費の確保イメージ

イメージ



News Topics

ホーム > 社会保険未加入に対する取組へのお問合せ窓口

2012/07/02

社会保険未加入に対する取組みへのお問合せ窓口設置について

建設労働者の処遇を向上し、建設産業を魅力ある職場にするために、行政、元請企業、下請企業など関係者が一体となった保険加入徹底に向けた取組みが今年度から開始されます。

(一財)建設業振興基金では、社会保険未加入に対する取組みについてのお問合せ窓口を設置いたしました。保険加入に当たっての手続き等については、社会保険労務士会と連携した体制を構築してご相談に対応いたします。

— 社会保険等未加入に対する取組みへのお問合せ先 —

(一財)建設業振興基金 構造改善センター

TEL 03-5473-4572 FAX 03-5473-4594

受付時間: 9:00~12:00 13:00~17:00(土日・祝日を除く)

社会保険等に関する
相談申込書
[PDF形式]

リーフレット
社会保険等に参加しましょう
[PDF形式]

(平成24年7月2日 設置)

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/hoken-kanyu/>

一人親方の皆様へ

(財)建設業振興基金からのお知らせ

ケガや病気、老後の生活、元請の倒産...
将来の不安に対し、十分な備えをしていますか？

ここでは、建設業で働く一人親方の皆様に、

安心した生活を実現する様々な制度を紹介します

全国の建設現場では、個人で工事の一部を請負う、いわゆる「一人親方」が数多く活躍されています。

特定の会社に所属している方であっても、その会社と個人請負の関係となり、個人事業主のような立場になれば、一人親方にあてはまります。

一人親方になると雇用者ではなくなりますので、

- ・雇用者に対する諸制度、例えば雇用保険には加入できなくなる
- ・発注元の会社の倒産に巻き込まれる

などの懸念が高まりますが、一人親方（個人事業主）が自ら加入できる社会保障制度等も数多くあります。

ここでは、一人親方の皆様の福祉を向上させるための主な制度を紹介します。

一人親方にあてはまる場合とは

雇用者ではなく一人親方となる条件は、個々の制度ごとに確認が必要ですが、以下のいずれかにあてはまる場合は一人親方となる可能性があります。

- a．雇用者としてではなく、個人で仕事を請負っている。
- b．特定の会社に所属しているが、その会社と個人請負で仕事を行っている。
- c．何人かのグループで仕事をしているが、お互いは雇用関係がない。
- d．親方の下で技能修得中の身であるが（弟子、見習い等として）、この親方とは雇用関係がない。



1 . 労災保険特別加入

建設現場では、元請業者が一括して下請業者の雇用者の労災保険に加入するのが原則ですが、雇用者ではない一人親方は、この労災保険の適用を受けることができません。しかし、自ら労災保険に特別加入することができます。

労災保険に特別加入すれば、業務中や通勤途中の災害によるケガや病気の治療費、休業や障害に対する補償、死亡時の遺族補償等が給付されます。

一人親方がこれに加入するためには、都道府県労働局長が認可した労働保険事務を代行する団体に入会する(あるいは自ら団体をつくる)ことが必要になります。

→ 詳しくは、最寄の労働基準監督署にお問合わせ下さい。

① (財)労災保険情報センター <http://www.rousai-ric.or.jp/>

2 . 退職金

イ . 建設業退職金共済制度 (建退共制度)

一人親方であっても任意組合の会員となれば、建退共制度に加入することができます。

勤労者退職金共済機構が運営する国の共済制度です。現場で働いた日数に応じて掛金(1日310円)を積立て、建設業から引退する時に退職金を受取るものです。

建退共が認定した一人親方の任意組合に入会する(あるいは、何人かの一人親方が集まって任意組合をつくる)ことにより、この制度に加入することができます。

→ 詳しくは、各都道府県建退共支部や相談コーナーにお問合わせ下さい。

① 建設業退職金共済事業本部 <http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>

ロ . 小規模企業共済制度

個人事業主が加入できる国がつくった「経営者の退職金制度」とよばれている制度です。

中小企業基盤整備機構が運営する国の共済制度です。個人事業主等が毎月一定額(千円~7万円の範囲内)を積立て、事業をやめた時に共済金を受取るものです。

一人親方も個人事業主として加入することができます。

→ 詳しくは、中小企業基盤整備機構の共済相談室・分室にお問合わせ下さい。

① 中小企業基盤整備機構 <http://www.smrj.go.jp/>

3 . 国民健康保険

一人親方となると国民健康保険の加入手続を自ら行わなければなりません。

国民健康保険には、建設業などの業種別の団体等が組織する国保組合（国民健康保険組合）が運営するものと、市区町村が運営するものがあります。

建設業に関わる国保組合では、ケガや病気で休業中の手当金の給付等、独自の福利厚生サービスを行っているところもあります。国保組合に加入するには、その国保組合の母体となる業種団体の会員になることが必要です。

→ 詳しくは、建設業に関わるそれぞれの国保組合にお問合わせ下さい。

① 建設関連国保組合一覧

<http://www.yoi-kensetsu.com/jinzai/pdf/kokuhoichiran.pdf>

国保組合に加入できない方は、市区町村が運営する国民健康保険に加入して下さい。加入手続は市区町村の国民健康保険担当窓口で行っています。

① (社)国民健康保険中央会 <http://www.kokuho.or.jp/>

4 . 国民年金・国民年金基金

一人親方となると自ら国民年金に加入しなければなりません。

また、国民年金に国民年金基金を上乗せし、より多くの老後の蓄えをすることが望まれます。

一人親方となり厚生年金から脱退した場合、国民年金に加入しなければなりません。加入手続は市区町村の国民年金担当窓口で行っています。

① (社)日本国民年金協会 <http://www.nenkin.or.jp/>

国民年金基金は国民年金に上乗せされる年金です。各都道府県に地域型国民年金基金がある他、業種別の職能型国民年金基金があり、建設業関連では5つの基金が設立されています。

国民年金基金には終身年金（2種類）と確定年金（3種類）があり、それらを組み合わせ、自らが希望する年金プランを作ることができます。

→ 詳しくは、それぞれの国民年金基金にお問合わせ下さい。

① 国民年金基金連合会 <http://www.npfa.or.jp/>

5 . 中小企業倒産防止共済制度

一人親方となり個人請負で仕事をすると、発注元の会社が倒産した場合、雇用者に対する賃金の支払の確保のような制度が適用されず、代金回収ができないおそれがあります。このような事態に備え、何らかの対策を講じていますか？

中小企業基盤整備機構が運営する国の共済制度です。取引先事業者が倒産し、代金の回収が困難となった場合に、共済金の貸付を無担保、無保証人、無利子で受けることができます。

継続して1年以上事業を行っている一人親方は、個人事業主として加入できます。

→ 詳しくは、中小企業基盤整備機構の共済相談室・分室にお問合わせ下さい。

① 中小企業基盤整備機構 <http://www.smrj.go.jp/>

6 . 教育訓練施設

雇用者であれば、教育訓練には雇用保険の適用により各種助成を受けることができますが、一人親方になるとこの助成が受けられません。

しかし、一人親方でも受けられる教育訓練が全国各地にあります。

正しい技能を基礎から身につけるには、専門的な教育訓練を受けることが効果的です。

建設技能の教育訓練を行っている全国各地の教育訓練施設や専門学校情報はインターネット上で公開されています。

① 「建設技能教育訓練施設データベース」 <http://www.yoi-kensetsu.com/skilleducation/>

ここでは、それぞれの施設について、対象業種や取得可能な資格、施設の特長や科目などを調べることができます。

このデータベースを活用し、自らが必要とする教育訓練を受講しましょう。

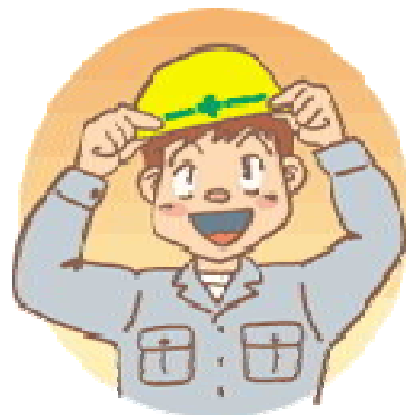
パンフレットの内容に関するお問合わせは、
(財)建設業振興基金までお寄せ下さい。

(財)建設業振興基金 構造改善センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4丁目2番12号
虎ノ門4丁目MTビル2号館

TEL : 03-5473-4572 FAX : 03-5473-4580

E-mail : kaizen02@kensetsu-kikin.or.jp



4.請求書の記入について

契約金額が税別30,000円以上の
原則注文書が必要な工事の請求書 記入例

資材・外注請求書

当社は20日締めなので当月20日となります

業者コード 住所 社名 TEL

1234 滋賀県長浜市□□町567-8
○○設備
0749-64-△△△△

各協力業者様の業者コード

○○
設備

工事番号

161040 01

記 登 年 月 日
2016 10 20

現場担当者名 社 員 コ ー ド
鎌田

工 事 名 称

新琵琶湖博物館創造第一期新築工事
冷水配管工事

…注文書に書かれた工事名

川 瀬 産 商 株 式 会 社 御 中

契 約		査 定 欄		請 求 金 額	
注 文 No.	1	…注文書に書かれた発注No		500000	(消費税を含まず) …当月の請求金額(税別)
契約金額	1000000	…注文書に書かれた契約金額	支出項目名	項目	予算見積
総出来高	700000	…当月請求した金額を含めた出来高			支 出 額
既受領額	200000	…当月起票日までに当社より支払いした金額			
今回請求額	500000	…当月の請求金額			
残 高	300000	…当月の請求金額を受領したうえでの残高			
工 事 内 容			合 計		

注意事項
請求書締日(起票日)は毎月20日です。
但し12月のみ変更しますので事前に案内を送付します。
請求書は会社へ毎月25日必着です。
必ず25日中に会社に届く様に手配して下さい。

赤枠内は当社査定欄です
協力業者の皆様は
記入しないで下さい

支 払 承 認 額

<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

経 理 部	決 裁	承 認	担 当
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

1冊(50部) 税込340円です
専用請求書で請求して頂く様にお願いします

①業者様控え ②③を請求書として提出して下さい

業者→技術部→経理部②

契約金額が税別30,000円以下の
原則注文書が不要な工事の請求書 記入例

資材・外注請求書 当社は20日締めなので当月20日となります

工事番号が分かっている場合は記入して下さい。
不明な場合は空白で良いです

業者コード No 住所 社名 TEL

1234 滋賀県長浜市□□町567-8
○○設備
0749-64-△△△△

各協力業者様の業者コード

○○
設備

工事番号

161040 02

記 票 年 月 日
2 0 1 6 1 0 2 0

現場担当者名 社 員 コ ー ド
鎌田

工 事 名 称

新琵琶湖博物館創造第一期新築工事
仮設配管工事

…工事名が分かっている場合は
正式名称で記入して下さい
分からない場合は
担当者に確認して下さい

川 瀬 産 商 株 式 会 社 御 中

契 約		査 定 欄		請 求 金 額	
注 文 No.				25000	(消費税を含まず) …当月の請求金額(税別)
契 約 金 額					
総出来高					
既受領額					
今回請求額					
残 高					
工 事 内 容				支 出 項 目 名	支 出 額
				合 計	

注意事項
請求書締日(起票日)は毎月20日です。
但し12月のみ変更しますので事前に案内を送付します。
請求書は会社へ毎月25日必着です。
必ず25日中に会社に届く様に手配して下さい。

赤枠内は当社査定欄です
協力業者の皆様は
記入しないで下さい

支 払 承 認 欄

経 理 部 決 裁 承 認 担 当

1冊(50部) 税込340円です
専用請求書で請求して頂く様にお願いします

①業者様控え ②③を請求書として提出して下さい

業者→技術部→経理部②

5. 仮設足場の使用方法

1 足場の組立てなどの作業の墜落防止措置を充実 ▶安衛則第564条

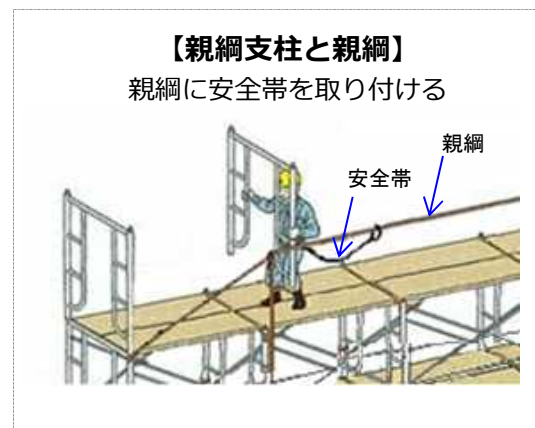
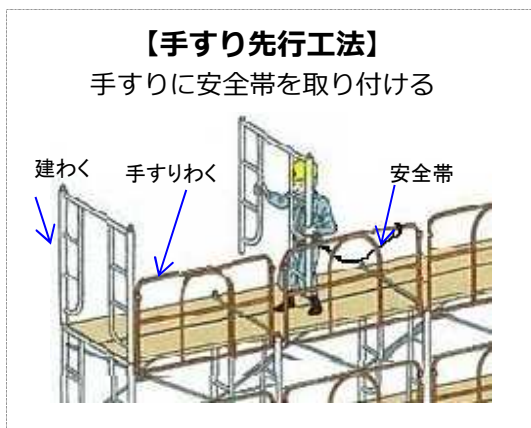
(1) 足場材の緊結、取り外し、受け渡しなど作業時の安全带取付設備の設置など
つり足場、張出し足場、高さが2 m以上の構造の足場を組立て、解体、変更
する際に、足場材の緊結、取り外し、受け渡しなどの作業を行うときは、次
の措置がいずれも必要です。

- ①困難な場合※¹を除き、幅40cm以上の作業床を設置してください。
- ②安全带を安全に取り付けるための設備などを設置し、労働者に安全带を使用させるか、これと同等以上の効果を有する措置をとってください。

※ 狭小な場所や 昇降設備を設ける箇所に幅40cm未満の作業床を設けるときの、つり足場の組立てなどの作業で幅20cm以上の足場板2枚を交互に移動させながら作業を行うときを含みます。

安全带を安全に取り付けるための設備（安全带取付設備）

安全带取付設備とは、安全带を適切に着用した労働者が墜落しても、安全带を取り付けた設備が脱落することがなく、衝突面などに達することを防ぎ、かつ、使用する安全带の性能に応じて適当な位置に安全带を取り付けることができるもののことで、このような要件を満たすように設計され、この要件を満たすように設置した手すり、手すりわくと親綱が含まれます。また、建わく、建地、手すりなどを、安全带を安全に取り付けるための設備として利用することができる場合もあります。



- ▶墜落する危険を低減させるため、「手すり先行工法」を積極的に採用してください。
足場の一方の側面のみであっても、手すりを設ける等労働者が墜落する危険を低減させるための措置を優先的に講ずるよう指導すること。（平成27年3月31日付け基発0331第9号）

<留意点>

安全带取付設備などを設置し、労働者に安全带を使用させる措置と「同等以上の効果を有する措置」には、つり足場を設置する際に、あらかじめ「墜落による危険を防止するためのネットの構造等の安全基準に関する技術上の指針」（昭和51年技術上の指針公示第8号）によって設置した防網を設置することが含まれます。

(2) その他の墜落防止措置

つり足場、張出し足場、高さが2 m以上の構造の足場を組立て、解体、変更する際は、(1)の措置に加えて次の措置が必要です。

- ①組立て、解体または変更の時期、範囲と順序をこの作業に従事する労働者に周知させること
- ②組立て、解体または変更の作業を行なう区域内には、関係労働者以外の労働者の立入りを禁止すること
- ③強風、大雨、大雪などの悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること
- ④材料、器具、工具などを上げ、または下ろすときは、つり綱、つり袋などを労働者に使用させること。ただし、これらの物の落下により、労働者に危険を及ぼすおそれがないとき※は必要ありません。

※ 地上から材料を手渡しするときなど

2 足場の組立てなどの作業に特別教育が必要 ▶安衛則第36条、第39条

平成27年7月1日以降、足場の組立て、解体または変更の作業のための業務（地上または堅固な床上での補助作業※の業務を除く）に労働者を就かせるときは、特別教育が必要になります。 ※作業にかかるとの**全員**

※ 「地上または堅固な床上での補助作業」とは、地上または堅固な床上での材料の運搬、整理などの作業のことで、足場材の緊結や取り外しの作業や足場上の補助作業は含まれません。

特別教育の科目 「安全衛生特別教育規程」

科 目	時 間	時 間 (現在業務従事者)
1 足場及び作業の方法に関する知識	3 時間	1 時間30分
2 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	30分	15分
3 労働災害の防止に関する知識	1 時間30分	45分
4 関係法令	1 時間	30分

▶平成27年7月1日現在、業務に就いている方◀

平成27年7月1日現在で、足場の組立て、解体または変更の作業に係る業務に就いている方（現在業務従事者）は、特別教育の科目について上表の時間欄の右側の時間とすることができ

ます。また、7月1日より前に短縮した時間での特別教育を行うこともできます。

－経過措置－

現在業務従事者の方には平成29年6月30日までの間は経過措置がありますので、この間に特別教育を行うようにしてください。

特別教育の全部を省略することができる方

特別教育の科目の全部または一部について十分な知識や経験があると認められる労働者については、この科目についての特別教育を省略することができます。

また、次の方は特別教育の全部を省略することができます。

- ①足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した方
- ②建築施工系とび科の訓練（普通職業訓練）を修了した方、居住システム系建築科または居住システム系環境科の訓練（高度職業訓練）を修了した方など足場の組立て等作業主任者技能講習規程（昭和47年労働省告示第109号）第1条各号に掲げる方
- ③とびの1級または2級の技能検定に合格した方
- ④とび科の職業訓練指導員免許を受けた方

3 足場の組立てなどの後は注文者も点検が必要 ▶安衛則第655条、第655条の2

建設業、造船業の元請事業主等の注文者は、足場や作業構台の組立て、一部解体・変更後は、次の作業を開始する前に足場を点検・修理してください。

※ 点検結果・修理などの措置内容は記録し、足場を使用する仕事を終了するまでの間、保管してください。

※ 事業者による点検（安衛則第567条）も必要です。

<留意点>

足場の場合：

「一部解体または変更」には、建わく、建地、交さ筋かい、布などの足場の構造部材の一時的な取り外し、または取付けのほか、足場の構造に大きな影響を及ぼすメッシュシート、朝顔などの一時的な取り外し、または取付けが含まれます。ただし、次のいずれかに該当するときは、「一部解体または変更」に含まれません。

- ①作業の必要上、臨時に足場用墜落防止設備（足場の構造部材である場合を含む）を取り外す場合、またはこの設備を原状に復す場合には、局所的に行われ、これによって足場の構造に大きな影響がないことが明らかで、足場の部材の上げ下ろしが伴わないとき
- ②足場の構造部材ではないが、足場の構造に大きな影響を及ぼすメッシュシートなどの設備を取り外す場合か、この設備を原状に復す場合で、足場の部材の上げ下ろしが伴わないとき

作業構台の場合：

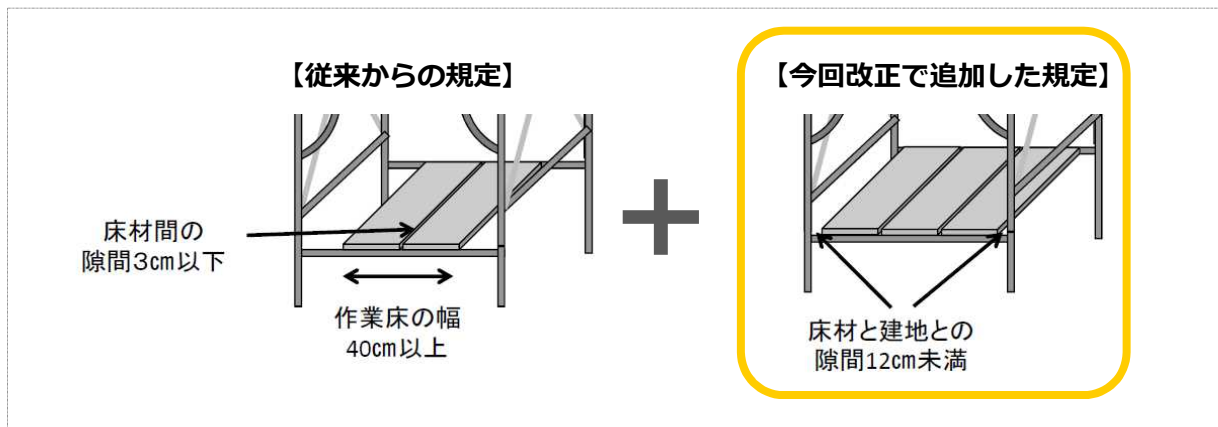
「一部解体または変更」には、作業の必要上、臨時に手すり等や中棧等を取り外す場合と、この設備を原状に復す場合は含まれません。

4 足場の作業床に関する墜落防止措置を充実 ▶安衛則第563条

(1) 床材と建地との隙間

足場での高さ2 m以上の作業場所に設ける作業床の要件として、**床材と建地との隙間を12cm未満**とすることを追加しました。

(一側足場、つり足場を除く)



※ 鋼管足場用の部材と付属金具の規格（昭和56年労働省告示第103号）で、床付き布わくの床材の幅は24cm以上とされていることから、はり間方向での建地と床材の両端との隙間の合計幅が24cm以上であれば、さらに床材を敷き、床材と建地との隙間をふさぐことが可能であることを踏まえ、可能な限り床材と建地との隙間をふさぐことを目的に、それ以上追加的に床材を敷くことができなくなるまで床材を敷くようにするための要件を定めたものです。

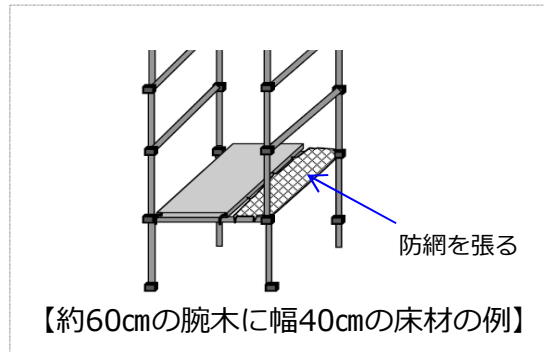
<留意点>

- ①床材が片側に寄ることで12cm以上の隙間が生じる場合には、床材と建地との隙間の要件を満たさないため、床材の組み合わせを工夫する、小幅の板材を敷く、床材がずれないように固定する、床付き幅木を設置するなどにより、常にこの要件を満たすようにする必要があります。
- ②床材と建地との隙間に、垂直または傾けて設置した幅木は、作業床としての機能を果たせないため、この幅木の有無を考慮せずに、床材と建地との隙間を12cm未満とする必要があります。なお、床付き幅木の場合、床面側の部材は床材になります。

▶この規定が適用されない場合◀

- ①はり間方向における建地と床材の両端との隙間の合計幅が24cm未満の場合
- ②曲線的な構造物に近接して足場を設置する場合など、はり間方向での建地と床材の両端との隙間の合計幅を24cm未満とすることが作業の性質上困難な場合

上記①、②の場合に、建地と床材との隙間が12cm以上の箇所に防網を張るなど、床材以外のものでもふさぐ墜落防止措置をとったときには、この規定は適用されません。



<留意点>

ここで、「防網を張るなど」の「など」には、十分な高さがある幅木を傾けて設置する場合と構造物に近接している場合など防網を設置しなくても、人が墜落する隙間がない場合が含まれます。

－経過措置－

はり間方向における建地の内法幅が64cm未満の足場の作業床で、床材と腕木との緊結部が特定の位置に固定される構造のものについては、平成27年7月1日に現に存する鋼管足場用の部材が用いられている場合に限り、この規定は適用されません。

(2) 足場用墜落防止設備※を取り外す場合の措置

安全帯を安全に取り付けるための設備を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させる措置またはこれと同等以上の効果のある措置をとることに加えて、以下の2点を追加しました。

- ①作業の性質上、足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な場合や、作業の必要上、臨時に足場用墜落防止設備を取り外す場合は、**関係労働者以外の者の立入を禁止**すること。
- ②作業の必要上、臨時に足場墜落防止設備を取り外したときは、**この作業が終了した後、直に取り外した設備を元の状態に戻さなければならない**こと。

※ わく組足場（妻面に係る部分を除く）については、

- ①交さ筋かいと高さ15cm以上40cm以下の棧もしくは高さ15cm以上の幅木またはこれらと同等以上の機能がある設備 または、②手すりわく

わく組足場以外の足場については、

- ①高さ85cm以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備（手すり等）と②高さ35cm以上50cm以下の棧またはこれと同等以上の機能がある設備（中棧等）

これらの措置は架設通路(上記①「作業の必要上」の場合のみ)と作業構台でも必要です。

<留意点>

- ①「関係労働者」には、足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な箇所、または作業の必要上、臨時に取り外す箇所で作業を行う人と作業を指揮する人が含まれます。
- ②「安全帯」については、安全帯の規格（平成14年厚生労働省告示第38号）に適合しない命綱は含まれません。事業者が労働者に安全帯を使用させるときは、安衛則第521条第2項に基づき、安全帯とその取付け設備などの異常の有無について、随時点検してください。

5 鋼管足場（単管足場）に関する規定の見直し ▶安衛則第571条

鋼管足場の建地の最高部から測って31mを超える部分の建地は、建地の下端に作用する設計荷重（足場の重量に相当する荷重に、作業床の最大積載荷重を加えた荷重）がこの建地の最大使用荷重（この建地の破壊に至る荷重の2分の1以下の荷重）を超えないときは、鋼管を2本組とする必要はありません。

<留意点>

- ①「足場の重量に相当する荷重」には、足場に設けられる朝顔、メッシュシートなどの重量に相当する荷重を含みます。
- ②「建地の破壊に至る荷重」には、実際の使用状態に近い条件の下で支持力試験を行い、その結果に基づいて得られた荷重を用いることができます。また、鋼管にフランジ、フックなどの緊結部を溶接することによって、緊結金具を使用せずに組み立てることができる単管足場では、この足場を組み立てた状態での支持力試験を実施した結果から、建地の破壊に至る荷重の2分の1以下の荷重を許容支持力として示されており、これを最大使用荷重として用いることができます。この場合、布材、補剛材などの使用条件に応じて支持力試験の結果が異なることから、それぞれの布材、補剛材などの使用条件に応じた最大使用荷重を用いる必要があります。

足場からの墜落防止のための より一層の取組みのお願い

足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱を改正

厚生労働省では、足場からの墜落・転落災害の一層の防止のため、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」（平成24年2月9日付け基安発0209第2号）を平成27年5月20日付け基安発0520第1号で改正しました。

ここでは、**安衛則に定められている法定の墜落防止措置以外の実施していただきたい事項**をまとめています。

1 足場の組立図を作成しましょう

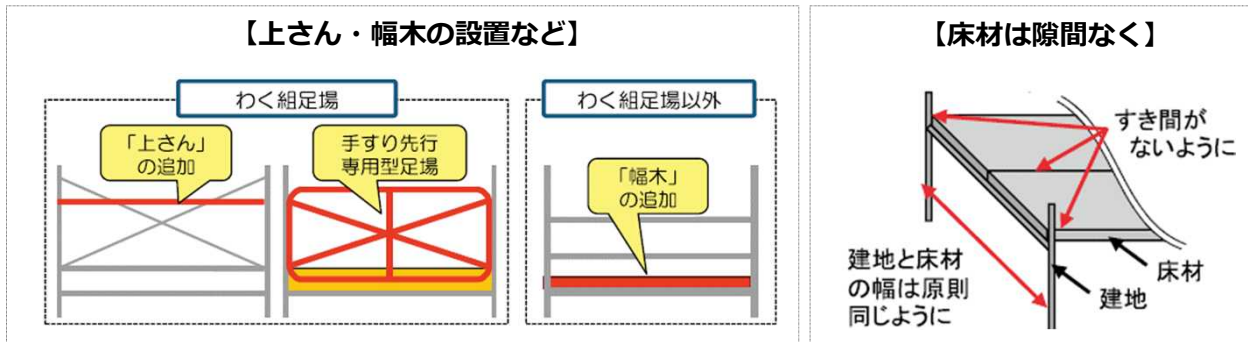
足場の組立図を作成し、手すりなどの足場用墜落防止設備の設置や足場の点検を確実にいきましょう。

2 足場の組立て等作業主任者の能力向上を図りましょう

労働安全衛生法第19条の2に基づき、定期的に「足場の組立て等作業主任者能力向上教育」を受講させるよう努めましょう。

3 上さん・幅木の設置など「より安全な措置」をとりましょう

下図にあるような「より安全な措置」をとりましょう。



- (1) 特に足場の建地の中心間の幅が60cm以上の場合、足場の後踏側（躯体側と反対側）には、荷揚げなどの作業に支障がある箇所を除いて、次の措置をとりましょう。
 - ① わく組足場では、下さんの代わりに、高さ15 cm以上の幅木※を設置
※ なるべく背の高い幅木にしましょう。
 - ② わく組足場以外の足場では、手すりや中さんに加えて幅木などを設置
- (2) わく組足場について、特に足場の後踏側には、荷揚げなどの作業に支障がある箇所を除いて、上さんを設置しましょう。

4 足場の点検は、十分な知識・経験を有する方で、組立てなどの作業の当事者以外の方が行いましょう

事業者や注文者が行う足場の組立て、一部解体または一部変更の後の点検は、

- (1) 足場の組立て等作業主任者で、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している方、労働安全コンサルタント（試験の区分が土木または建築である方）など労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出についての「計画作成参画者」に必要な資格がある方、全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた方など、十分な知識・経験がある方によって、チェックリストに基づき点検を行いましょう。
- (2) 足場の組立てなどの作業に直接従事した以外の方が行うことで、客観的で的確なものとしましょう。

5 足場で作業を行う労働者などの安全衛生意識の高揚を図りましょう

足場上での作業手順の徹底や、足場の点検による墜落防止設備の不備をなくし、不安全行動を生じさせないような安全意識の高揚を図りましょう。

改正安衛則の解釈例規や足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の全文など、さらに詳しい内容は厚生労働省ホームページでご確認いただけます。

また、このパンフレットに関するお問い合わせは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署でお受けしています。

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000081490.html>

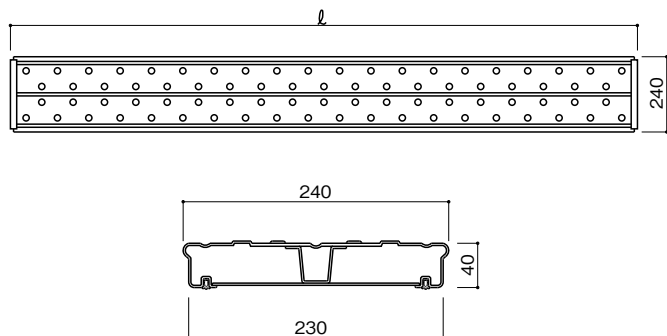
足場からの墜落防止対策 強化

検索

足場板

鋼製足場板

●形状

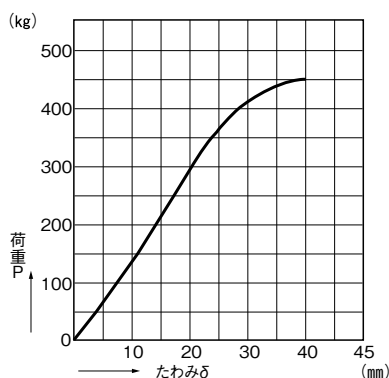


品番	長さℓ	幅W	厚さt	質量
SL-4	4,000mm	240mm	40mm	14.5kg
SL-3	3,000mm	240mm	40mm	10.7kg
SL-2	2,000mm	240mm	40mm	7.4kg

⚠ 注意

- ① 支持間隔にもとづく制限荷重の範囲内でご使用ください。
- ② 4m、3mについては3点支持にてご使用ください。また、長手方向に連続して使用する場合は支持点の上で重ね、その重ねしろは20cm以上とし、番線、または、専用ゴムバンド(ℓ=800W、フック付き)で支持物に固定してください。支点間は1,800mm以内とする。
- ③ 4mの標準品は、ラベルで表示した支持点でご使用ください。
- ④ 高所から投げ捨てる等、衝撃を与えますと変形しますし危険でもありますから、お取り扱いにご注意ください。
- ⑤ 保管は30枚を1梱包とし、最下部の1枚は表面を下向きにしてください。
- ⑥ フォークリフトによる作業や玉掛け作業をする場合は、上記による梱包を3並列までにしてください。
- ⑦ トラック等の運搬、及び揚重の際の荷締めには、角当てをご使用ください。

●荷重-たわみ曲線

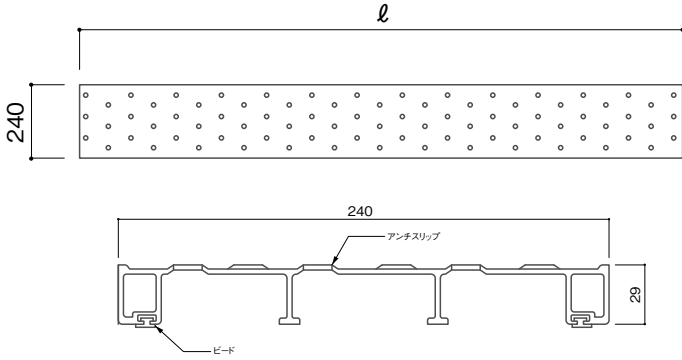


強度

許容荷重	150kgf (1471N) (支点間隔: 1,800mm)
たわみ	11mm以下 (支点間隔 1,800mm 荷重 P=96kgf (940N))
断面積	4.02cm ²
断面二次モーメント	9.12cm ⁴
安全率	約3.0
断面係数	3.37cm ³
ヤング係数	2.1 × 10 ⁶ kgf/cm ² (2.06 × 10 ⁷ N/cm ²)
許容曲げ応力度	2,400kgf/cm ² (23,500N/cm ²)
許容せん断応力度	1,400kgf/cm ² (13,700N/cm ²)

アルミ足場板

●形状



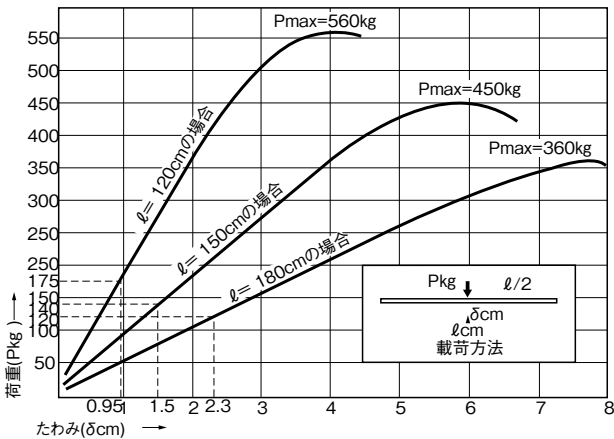
DATA 品名・規格・寸法

品番	長さ l	幅	厚さ	質量
AL-4	4,000mm	240mm	29mm	10.1kg
AL-3	3,000mm	240mm	29mm	8.0kg
AL-2	2,000mm	240mm	29mm	6.0kg

⚠ 注意

- ① 支持間隔にもとづく制限荷重の範囲内でご使用ください。
- ② 4m、3mについては3点支持にてご使用ください。また長手方向に連続して使用する場合は支持点の上で重ね、その重ねしろは20cm以上とし番線、または専用ゴムバンド ($l=800$ 、Wフック付) で支持物に固定して下さい。支点間は1,800mm以内とする。
- ③ 4mの標準品は、ラベルで表示した支持点でご使用ください。
- ④ 高所から放り投げる等、衝撃を与えますと変形しますし危険でもありますから、お取り扱いにご注意ください。
- ⑤ 保管は40枚を1梱包とし、最下部の1枚は裏面を上向きにしてください。
- ⑥ フォークリフトによる作業や玉掛け作業をする場合は、上記による梱包を3並列までにしてください。
- ⑦ トラック等の運搬、及び揚重の際の荷締めには、角当をご使用ください。

●たわみ荷重 (支持間隔 $l=180\cdot 150\cdot 120$ cmの場合)

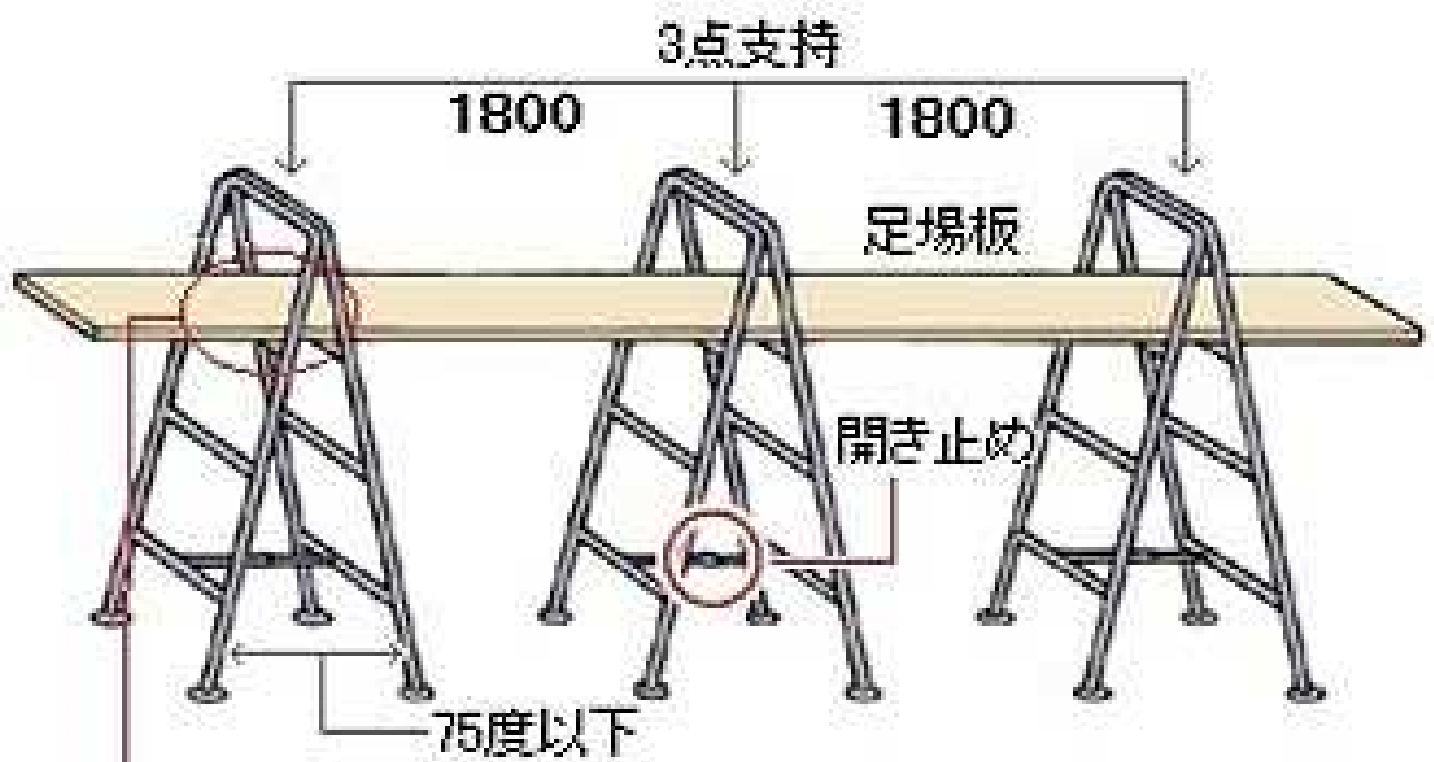


●点線は各支持間隔における許容荷重とその時のたわみ

📦 強度

許容荷重	120kgf(1,170N)(支点間隔:1,800mm)
たわみ	2.8cm
耐力	2,200kgf/cm ² (21,560N/cm ²)
伸び	12%
断面積	9.11cm ²
断面二次モーメント	9.2cm ⁴
安全率	約3.0
断面係数	5.21cm ³
曲げ剛性	6.44×10 ⁶ kgf/cm ² (6.31×10 ⁷ N/cm ²)
ヤング係数	7.0×10 ⁵ kgf/cm ² (6.86×10 ⁶ N/cm ²)
許容曲げ応力度	1,460kgf/cm ² (14318N/cm ²)
許容せん断応力度	840kgf/cm ² (8238N/cm ²)

3m以上の足場板を使用する時の脚立足場の支持間隔



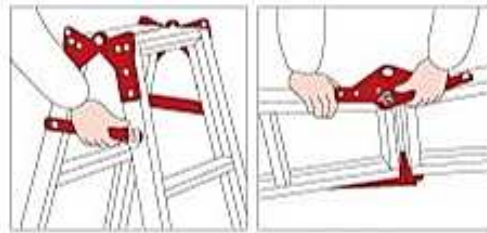
脚立踏面と足場板とのゴムバンド等での結束

使い方

- 昇降面の左右方向に転倒しやすいので十分注意してください
- 脚立の上で作業する時は、天板を含め上から3段目(210cmタイプ以下は2段目)以下の踏ざんに乗り、天板や踏ざんに身体を当て、安定させた状態で作業してください

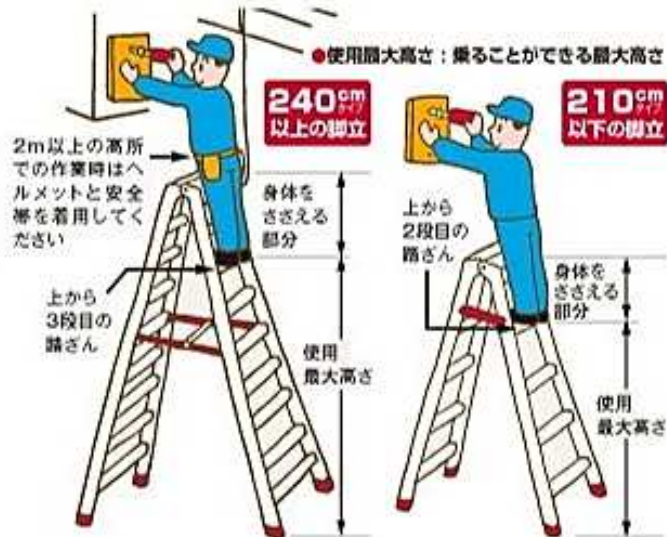


開き止め金具は、確実にロックしてください



脚立使用時

はしこ使用時



ご使用前には必ず、添付の取扱説明書をよくお読みいただき、事故が起こらないよう、内容にしたがって正しくお使いください。



6.災害・トラブル事例

1. 可搬式作業台

可搬式作業台とは、主として建築物の天井または内壁面等の仕上げ作業に用いるアルミニウム合金製可搬式作業台（以下、作業台という）のことです。通称、商品名である「立ち馬」「のび馬」などと呼ばれています。

仮設工業会の仮設機材認定基準では、「可搬式作業台とは、作業に十分な面積を有する天板（作業床）と天板を支持する支柱が固定または伸縮できる構造で、天板に達するための踏さん及び折りたたみ金具等からなり、任意の作業場所に容易に持ち込んで移動でき、単独で使用するものをいう」としています。

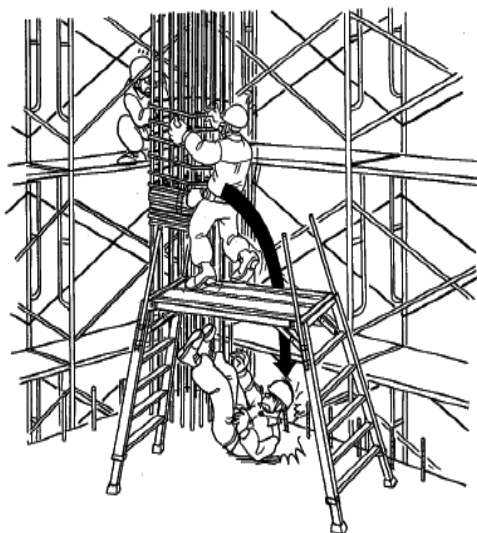
可搬式作業台は2種類あり、支柱の構造形により分類。第1種は支柱が固定型、第2種は支柱が伸縮型です。

構造は、開脚状態における垂直高さ（天井までの高さ）は2m未満（ただし、垂直高さが1.5mを超えるものは、天板上から60cm以上突出した手掛かり棒を設ける）。天板の大きさは、幅40cm以上、長さ60cm以上。

安衛法令に「可搬式作業台」の語句はなく、規定もありません。高さ2m未満ですから高所作業には該当しませんが、墜落・転落災害が多発しています。

① 可搬式作業台から転落し 差し筋が 頭部に刺さる

可搬式作業台から転落し、差し筋が頭部に刺さる



被災状況

鉄筋コンクリート造建物工事で、作業台に乗って柱鉄筋にスパイラルフープ筋（帯筋）を結束中、バランスを崩して作業台から1.7m転落。頭部に壁差し筋（径10mm、長さ25cm）が刺さった。

原因と対策

作業台上の被災者（鉄筋工、48歳・経験1年）は、外部足場にいる同僚とともにスパイラルフープ筋の結束作業を行っていました。畳んであるスパイラルフープ筋を伸ばす際、不安全な姿勢から作業台の設置位置を直さずに無理をして、バランスを崩し墜落したようです。被災者は就労初日でした。

①事例の場合、安全帯のフックを手の届く範囲に掛けても、高さ2m未満の作業台の高さでは安全帯は有効に働きません。しかし、躯体外側の足場とのすき間からの墜落防止には有効ですから使用すべきです。

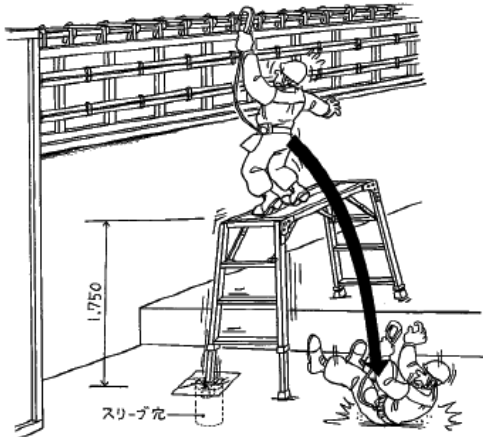
安全帯のフックは付近の枠組足場の水平補鋼材（梯子状）が利用できます。

②作業を行うに当たり、差し筋の先端を曲げず養生していなかったことが災害を大きくしました。同種の災害は多発しています。悲惨な災害防止に差し筋の先端を曲げて下さい。現場の雰囲気丸くなります。

※第1種安全帯（胴ベルト型）ではランヤード長さの2倍（3.4m）以上、第2種安全帯（フルハーネス）では2.2倍以上の高さの構造物にフックを取り付ける必要がある。

② 作業台の脚部が 床スリーブに落ちて 転落

作業台の脚部が床スリーブに落ちて転落



被災状況

間仕切り壁の型枠工事中、段差のある床上に作業台（高さ1.75m）の脚部を伸縮調整して設置した。作業者が作業台に乗ったところ、脚部が床スリーブに落下したためバランスを崩し後ろ向きに転落、骨盤骨折を負った。

原因と対策

被災者（型枠大工、49歳・経験11年）は、床の段差を作業台の伸縮機能をうまく使うことによって水平な作業床にしました。梁型枠のフォームタイの締め付け作業のため、被災者は作業台上り、安全带フックを型枠上部

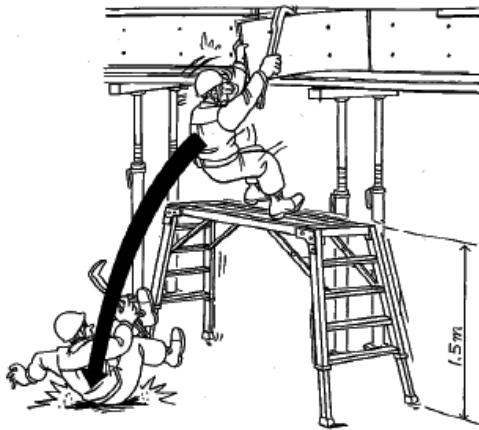
の梁鉄筋に掛けようとしたとき、作業台の脚部が床スリーブの真上にあつたため、被災者の荷重でスリーブのふたが抜け落ち、作業台の脚部が10cmほど落下して傾き、被災者はバランスを崩して後ろ向きに転落した。

①コンクリート打設後、容易に貫通しない蓋を設置、表示して色を塗り注意を促す。なお、既製品の床スリーブには金属製の蓋付き等があります。

②床スリーブに型枠用合板を切って蓋することがありますが、容易に外れたり、平らな床面では厚さ12mmの出っ張りにつまづくことがありますので注意が必要です。

同様の類似災害は多く、作業台のほかに脚立やローリングタワーの事例があります。

③ 作業台上で梁型枠の解体中 力を入れた反動で 転落



被災状況

被災者（型枠解体工、55歳・経験10年）は同僚とともに高さ1.5mの作業台上り、梁型枠の解体作業を行っていた。型枠合板をバールでこじり、両手に力を入れて剥がしたところ、反動で転落し腰部打撲を負った。

原因と対策

被災者は、当日は型枠合板を数箇所剥がして見て、容易に剥がれなかったため力を入れた。作業台が低く、作

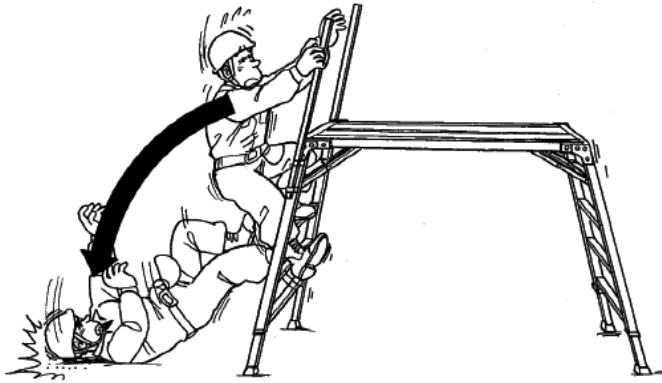
業台の位置が適切でなく無理な姿勢を取ったため、足場が動き転落したと思われる。

①作業台上での無理に力かける作業を禁止する。②ローリングタワーまたは枠組み足場を設ける。③取扱い上の注意事項の教育を行う。④脚立の使用上の注意事項を守り、正しい使い方をする。

狭い作業台上での二人作業は無理があり、災害要因の1つと思われます。仮設工業会での使用基準では、作業台上の二人作業を禁止しています。法規定のない場合、仮設工業会の使用基準は尊重するべきです。

④ 作業台から降りる際 足を滑らせ 転落

作業台から降りる際、足を滑らせ転落



被災状況

天井の空調機器の結線作業を終え、作業台を降りていたところ、下から2段目（高さ40cm）の踏さんで足を滑らせ転落、脳挫傷を負った。

原因と対策

イラストをみると、被災者（設備工、29歳・経験11年）は手掛かり棒を両手でしっかり握っています。この状態で足を滑らせても、反射的に

に両手を握りしめるはずですが、被災者はなぜ両手を離したのでしょうか。

本当は、被災者は昇降する際、手掛かり棒を握ってはおらず、手に物を持っていたことを何らかの理由で隠したかもしれません。事例シートには、被災者の「足元の確認不足」と「作業台の踏さんが滑りやすい構造」とありますが、なぜ手を離したのかは触れていません。

災害発生時は現認者がいないことが多いのですが、“なぜ”を正確に把握しなければ、再発防止に役立ちません。

①踏さんが滑りやすい構造ならば、メーカーに改良するよう指示し、直らないときは他のメーカー製品と交換します。

②被災者の靴底がすり減って滑りやすかったことも考えられます。

③事例シートには、両手で手掛かり棒を握っていた被災者の手が滑ったとの記載はなく、片手または両手に物を持って昇降した可能性があります。原因調査（再発防止対策）会議では、何らかの理由で検証を省いたようです。

④手掛かり棒は、「可搬式作業台使用基準」では、高さが1.5mを超えると時の昇降には手掛かり棒を必ず設置することとしています。（被災者は使用していましたが、被災しました）。

⑤作業台及びはしご、階段などで手に物を持っての昇降は、禁止するようにする。

⑥作業台の高さは2m未満ですが、事例のように段差があれば高さ2m以上になることがあります。「法定外だから」と安易に使用していないか見直す必要があります。

⑦災害発生後の再発防止対策は、元請けの本社等で行うことが多いことから、総括安全衛生管理体制となります。安衛法では総括安全衛生管理者の業務として、「労働災害の原因調査及び再発防止対策」を規定しています。

※安衛法第10条第1項第4号・・・労働災害の原因の調査及び再発防止対策

2. 脚立足場

脚立は天板、蝶番、支柱、踏さん、開き止めなどによって構成された作業用架台の一種で、鋼製脚立と、アルミニウム合金製脚立にわけられます。

安衛則第 528条は、脚立について、丈夫な構造で、材料に著しい損傷や腐食がないものとし、脚と水平面（床面）との角度は75度以下、踏み面は作業を安全に行うために必要な面積を有することと規定しています。

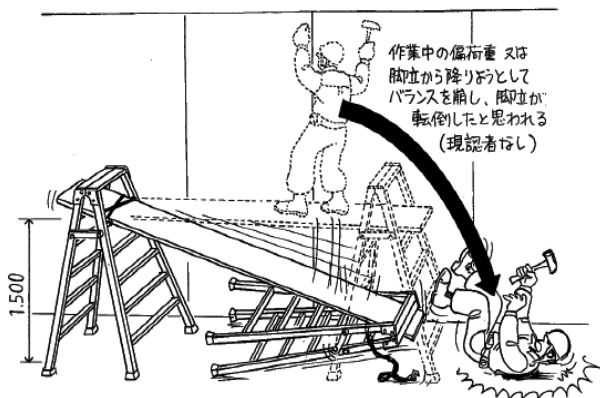
脚立は、単独使用のほかに、2～3台を並べて足場板を敷き「脚立足場」として、また、並べた脚立にバタ角を敷きその上に足場板を敷き詰めて「棚足場」とするなど、いろいろな使い方ができる万能足場用機材です。

脚立として多く使われている「6尺脚立（1.8m）」は、高さが2m未満であるため安衛法の高所作業には該当せず、天板での作業を禁じていません。しかし従来、建設業界では脚立からの転落災害が多発したため、脚立使用時の3点支持、足場板のゴムバンド固定とともに、天板上での単独作業や足場板の使用を禁じる「建設業の脚立ルール」がありました。しかし、このルールを嫌い、最近では可搬式作業台（立ち馬等）の使用が増えており、災害も多発しています。

また、脚立と似た形状のものに通称「うま」があります。これはパイプ脚立のことで、踏面、踏さんがパイプであるため、安全作業に必要な踏み板面積がなく、足場板との併用で棚足場として認められていますが、単独使用はできません。単独使用などの誤使用による墜落防止のため、持ち込み禁止とする現場が多く、最近ほとんど見かけなくなりました。

⑤ 脚立足場で作業中に 片方の脚立が倒れて 転落

脚立足場で作業中に片方の脚立が倒れて転落



被災状況

牧場の厩舎でコンパネ用合板を使つての内部間仕切り壁作業中、被災者（大工、66歳・経験50年）は、脚立2台の間へ木製足場板を天板の下の段に敷き作業床として使用していた。何らかの原因で片方の脚立が倒れ、1.5m下のアスファルトの床面に転落し全身を強打して死亡した。

原因と対策

架設した脚立足場は、アルミ脚立（高さ1.7m）を2台並べて天板下の踏さんに木製足場板（幅0.21m、長さ3m）1枚を架け渡し、脚立と足場板はそれぞれ1箇所ずつ固定用のゴムバンドで結束していました。転倒の原因は、被災者の荷重が作業中に偏ったこと。

これに加え、脚立の3点支持不履行と、開き止めの不完全及びアルミ脚立が鋼製脚立に比べて4割ほど軽く、安定性などに影響したと思われます。

脚立足場として使用する場合は、①脚注の開き止めを完全に作動させる。②脚立間隔は1.8m以下とする。③足場板は3箇所以上の脚立の踏みにんに架け渡し固定する。④足場板の長手方向の重なり部分は20cm以上とする。⑤足場板の踏さんからの突き出しは10cm以上20cm以下とする。⑥足場板の設置は高さ2m以下とする。

危険防止措置、特別教育の不実施で送検 30歳の労働者が感電死する労災発生 武生労基署

2018.12.10 【送検記事】

福井・武生労働基準監督署は30歳の男性労働者が感電死した労働災害で、(株)ムック（福井県鯖江市）と同社の代表取締役を労働安全衛生法第20条（事業者の講ずべき措置等）、第59条（安全衛生教育）違反の疑いで福井地検に書類送検した。



同社は電気工事業を営んでいる。労働災害は平成30年9月10日、福井県越前市内の会社社屋建設工事現場で起きた。男性労働者が空調設備の点検作業に従事していたところ、誤って通電部分に触れて感電した。労働者は救急搬送されたが同日死亡が確認された。

労働安全衛生法では、労働者に停電作業を行わせる際、①作業中に開閉器に鍵をかける、②通電禁止に関する所要事項を表示、③監視人を置く——のいずれかの措置を講じなければならないと定めている。また、労働者に電気工事を行わせる場合は、特別教育を受講させなければならないとしているが、同社は危険防止措置、特別教育の実施を怠っていた疑いがある。

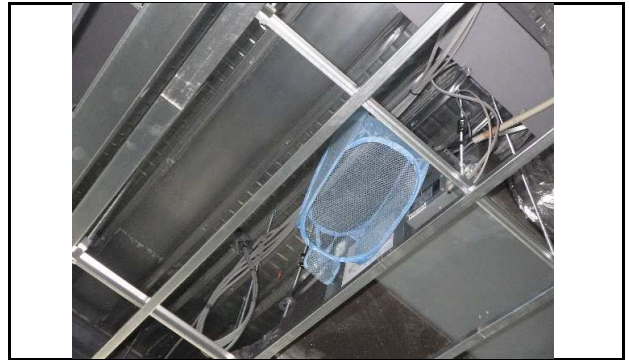
なお、送検容疑と労働者の死亡の因果関係について、同労基署は「答えられない」としている。

【平成30年11月19日送検】

社内安全パトロールチェック事項



①分電盤内のプラグに行き先表示をする



ロスナイのフィルター交換口の前にランドリーボックスを設置し軽量天井組から点検スペースを確保している



②安全通路上で作業をさせない



③減圧弁を設ける場合前後に圧力確認ゲージを設ける

総括事項

<ul style="list-style-type: none"> 安全管理 <p>開口部や高所作業の危険対策ができていない 安全通路上で加工作業などをさせない</p>	<ul style="list-style-type: none"> 品質管理 <p>減圧弁を設ける場合前後に圧力確認ゲージをつける</p>
<ul style="list-style-type: none"> 工程管理 <p>予定通り工事は進行している 搬入の計画、据付の確認を行う</p>	<ul style="list-style-type: none"> その他 <p>配管などの機能確保対策や結露対策を行っている 立馬の使用などの高所作業用具の教育を行う</p>

社内安全パトロールチェック事項



①井戸配管ピット開口部の落下対策不足



マンホール開口部の落下対策あり



写真貼付



写真貼付

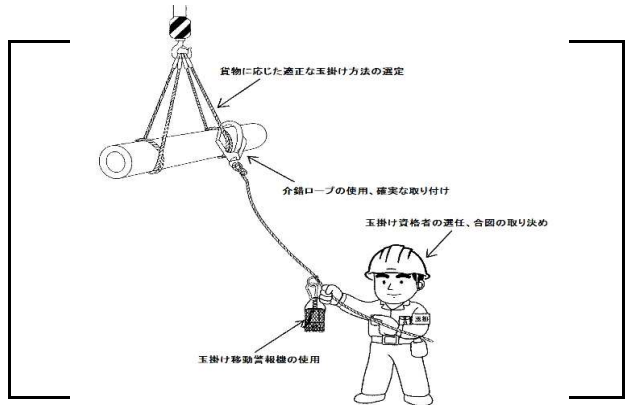
総括事項

<ul style="list-style-type: none"> 安全管理 <p>開口部等の危険対策が不良な箇所があるため 開口養生などを行う</p>	<ul style="list-style-type: none"> 品質管理 <p>貯湯タンク接続配管の管種を再度検討する</p>
<ul style="list-style-type: none"> 工程管理 <p>予定通り工事は進行している 各所機械・配管の名称表示を行う</p>	<ul style="list-style-type: none"> その他 <p>便所、喫煙場所などの新規教育を行い立小便等を させない</p>

社内安全パトロールチェック事項



冷媒配管の雨水の差込の対策として端部を下に向けている



クレーン等で揚重作業を行う際は介錯ロープを用いること



写真貼付



写真貼付

総括事項

<ul style="list-style-type: none"> 安全管理 <p>立ち馬などの高所作業の安全対策ができています 揚重作業の安全対策を行う</p>	<ul style="list-style-type: none"> 品質管理 <p>搬入済み機器の養生や仮置き場所の養生を行っている</p>
<ul style="list-style-type: none"> 工程管理 <p>全体工程的に先行しており予定以上に進捗している 建築・電気工事に関連する試運転関係を調整中</p>	<ul style="list-style-type: none"> その他 <p>高所作業の安全確認、指導 火気作業の際は使用期限内の消火器を常備する</p>

社内安全パトロールチェック事項



ガス配管とダクトの取り合い確認必要



高所作業時の脚立の使用確認



匂い防止のため床排水トラップ使用



写真貼付

総括事項

<ul style="list-style-type: none"> 安全管理 <p>狭い場所、短期の高所作業の場合脚立を使用しても良いのか、ミーティングなどでの確認 取り回しやすい仮設足場材の検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> 品質管理 <p>第1期工事の下水埋設管への接続高さ、勾配確認</p>
<ul style="list-style-type: none"> 工程管理 <p>外部給水埋設バルブの取り付け</p>	<ul style="list-style-type: none"> その他 <p>外部下水配管にトラップマスを使用しているも室内への匂い上がりの防止のためT5B目皿を使用している 二重トラップになることの下水確認</p>

7.安全教育ビデオ